

芦屋市防災会議条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 芦屋市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>(2) <u>市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p>(3) <u>前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p>(4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定に基づく水防計画の調査審議に関すること。</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u> (会長及び委員)</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5 委員には、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1) 指定行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者</p> <p>(2) 兵庫県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者</p> <p>(3) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者</p> <p>(4) 市長がその<u>部内</u>の職員のうちから指名する者</p> <p>(5) 教育長</p> <p>(6) 消防長及び消防団長</p> <p>(7) 指定公共機関又は指定公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者</p> <p>(8) <u>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者</u>のうちから市長が委嘱する者</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 芦屋市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>(2) <u>市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p>(3) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定に基づく水防計画の調査審議に関すること。</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 (会長及び委員)</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5 委員には、<u>次の各号</u>に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1) 指定行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者</p> <p>(2) 兵庫県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者</p> <p>(3) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者</p> <p>(4) 市長がその<u>部門</u>の職員のうちから指名する者</p> <p>(5) 教育長</p> <p>(6) 消防長及び消防団長</p> <p>(7) 指定公共機関又は指定公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者</p>

改正案	現行
<p>(9) その他市長が必要と認める者</p> <p>6 (省略)</p> <p>7 第5項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>8 (省略)</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。</p>	<p>(8) その他市長が必要と認める者</p> <p>6 (省略)</p> <p>7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>8 (省略)</p> <p>(議事等)</p> <p>第7条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。</p>

芦屋市災害対策本部条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、芦屋市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し、<u>災害対策本部員及びその他の職員</u>を指揮監督する。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(補則)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、芦屋市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し、<u>所部</u>の職員を指揮監督する。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。</p>